

香川県広域水道企業団情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月6日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

香川県広域水道企業団規則第17号

香川県広域水道企業団情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

香川県広域水道企業団情報公開条例施行規則（平成29年香川県広域水道企業団規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公開の方法及び手数料)</p> <p>第9条 条例別表第1の1の項の規則で定める方法及び<u>条例別表第2の2の項</u>の規則で定める額は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 条例別表第2の1の項の規則で定める場合及び規則で定める額は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(手数料の減免)</p> <p>第10条 条例第16条第1項ただし書の規則で定める場合は、<u>生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者又は天災その他の災害により生活に困窮していると認められる者からの行政文書の公開請求であって、営利を目的としないものである場合とする。</u></p>	<p>(公開の方法及び手数料)</p> <p>第9条 条例別表第1の1の項の規則で定める方法及び<u>条例別表第2の4の項</u>の規則で定める額は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 条例別表第2の2の項の規則で定める場合及び規則で定める額は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(手数料の減免)</p> <p>第10条 条例第16条第1項ただし書の規則で定める場合は、<u>次に掲げる場合とする。</u></p> <p>(1) <u>人の生命、身体、健康、財産及び消費生活の保護、環境の保全その他公共の福祉のために行われる行政文書の公開請求である場合</u></p> <p>(2) <u>国又は地方公共団体からの行政文書の公開請求である場合</u></p> <p>(3) <u>公共的性格を有する法人その他の団体からの行政文書の公開請求であって、企業長が別に定めるものである場合</u></p> <p>(4) <u>実施機関が行う処分又は事業により自己の権利又は利益に直接影響を受け、又は直接影響を受けるおそれがあると認められるものからの当該処分又は事業に係る行政文書の公開請求である場合</u></p> <p>(5) <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者又は天災その他の災害により生活に困窮していると認められる者からの行政文書の公開請求であって、営利を目的としないものである場合</u></p> <p>2 <u>企業長は、前項第1号から第4号までに掲げる場合に該当すると認めるときは、閲覧し、又は視聴する場合の手数料については免除し、写しの交付を受ける場合又は別表第1の左欄に掲げる方法により公開を受ける場合の手数料については1件の行政文書につき200円を減額し、条例別表第2</u></p>

2 企業長は、前項に規定する場合に該当すると認めるときは、当該行政文書の公開に係る手数料を免除するものとする。

第11号様式（第11条関係）

行政文書公開手数料減免申請書

年 月 日

香川県広域水道企業団企業長 殿

申請者 住 所

(〒)

氏 名

(団体にあつては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 () -

年 月 日付で行った行政文書の公開請求に関し、その全部又は一部が公開される行政文書について、香川県広域水道企業団情報公開条例第16条第1項ただし書の規定による手数料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

公開請求に係る行政文書の内容等	
手数料の減免を申請する理由 (請求の目的、利害関係の内容等について具体的に記入してください。)	<input type="checkbox"/> 生活保護法の規定による保護を受けている。 <input type="checkbox"/> 天災その他の災害により生活に困窮している。
備 考	

※事務担当課等	
※受付年月日	年 月 日

注 1 については、該当するものに「レ」を記入してください。

2 ※欄は、記入しないでください。

の5の項の企業長が定める方法により公開を受ける場合の手数料については企業長が定めるところにより減額するものとする。

3 企業長は、第1項第5号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該行政文書の公開に係る手数料を免除するものとする。

第11号様式（第11条関係）

行政文書公開手数料減免申請書

年 月 日

香川県広域水道企業団企業長 殿

申請者 住 所

(〒)

氏 名

(団体にあつては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 () -

年 月 日付で行った行政文書の公開請求に関し、その全部又は一部が公開される行政文書について、香川県広域水道企業団情報公開条例第16条第1項ただし書の規定による手数料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

公開請求に係る行政文書の内容等	
手数料の減免を申請する理由 (請求の目的、利害関係の内容等について具体的に記入してください。)	(香川県広域水道企業団情報公開条例施行規則第10条第1項第 号該当)
備 考	

※事務担当課等	
※受付年月日	年 月 日

注 ※欄は、記入しないでください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第10条の規定は、この規則の施行の日以後にされた香川県広域水道企業団情報公開条例（平成29年香川県広域水道企業団条例第2号）第5条の規定による公開の請求について適用し、同日前にされた同条の規定による公開の請求については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にされている改正前の第11号様式による行政文書公開手数料減免申請書の提出は、改正後の第11号様式による行政文書公開手数料減免申請書の提出とみなす。

4 改正前の第11号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。